

浜松市議会議員の資産等報告書の公開について

「政治倫理の確立のための浜松市議会議員の資産等の公開に関する条例」第5条第2項及び「同条例施行規程」第11条に基づき、浜松市議会議員の資産等の公開に係る報告書の閲覧を実施します。

記

- 1 閲覧開始日 令和5年10月6日(金)
- 2 閲覧場所 浜松市役所市政情報室・各区役所の市政情報コーナー
- 3 閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの期間を除く)

4 公開内容

種類	報告事項
資産等報告書 (第1号様式)	・任期開始の日(令和5年5月1日)において有する次の資産等 ①土地 ②建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 ③建物 ④預金等 ⑤有価証券 ⑥自動車等 ⑦ゴルフ会員権 ⑧貸付金 ⑨借入金

- 5 その他 平成31年度から令和4年度までに提出された報告書については、議会事務局において閲覧可能です。